



# 金沢市公報

号外第13号

平成18年(2006年)5月12日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	公 告
告 示		都市計画法の規定に基づく都市計画の決定に
都市計画の決定について	(都市計画課) 1	ついて (都市計画課) 1
都市計画の変更について	( " ) 1	都市計画法の規定に基づく都市計画の変更
		について ( " ) 2

## 告 示

●金沢市告示第165号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年5月12日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 土地区画 整理事業	金沢市近岡町、直江町北1丁目、大河端町西、問屋町3丁目及び直江町イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・ト・チ・リ・ル・ヲ部の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	金沢市副都心北部直江土地区画整理事業

●金沢市告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成18年5月12日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更した土地の区域	縦覧場所	備 考
金沢都市計画 用途地域	金沢市大河端町、直江町及び南新保町の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	直江北地区 直江南地区
金沢都市計画 道 路	金沢市大友町二の部及び直江町イ・ロ・ニ・ホ部の各一部		3・4・58号戸水直江線
	金沢市近岡町及び直江町チ・リ部の各一部		3・4・76号近岡直江線
	金沢市直江町チ・リ・ル部の各一部		3・5・51号直江線

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年5月12日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を決定する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画 地区計画	金沢市無量寺町及び畝田東4丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年5月12日から 同月26日まで	無量寺第二地区 地区計画
金沢都市計画 地区計画	金沢市湖陽1丁目及び2丁目の全部			湖陽団地地区地区 計画
金沢都市計画 地区計画	金沢市塚崎町の一部			塚崎南地区地区 計画

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について意見のある金沢市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに金沢市に対して意見書を提出することができます。

平成18年5月12日

金沢市長 山 出 保

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦覧場所	縦覧期間	備考
金沢都市計画 用途地域	金沢市無量寺町及び畝田東4丁目の各一部	金 沢 市 都市整備局 都市計画課	平成18年5月12日から 同月26日まで	無量寺第二地区
金沢都市計画 高度地区	金沢市塚崎町の一部			塚崎南地区

平成18年(2006年)5月12日	印刷	発行人	金 沢 市
平成18年(2006年)5月12日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
定価 120円		印刷所	(株) 共 栄